

1 付託事件審査

○委員長(工藤 篤) ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

まず、議題の確認ですが、配付のとおり進めたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 篤) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、1の付託事件審査について、議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案23件を一括議題といたします。

本日は、先の委員会で確認いたしました疑問点等について、質疑を行いたいと思います。なお、質疑につきましては、お手元の一覧表の順で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

まず、小山委員、お願いいたします。小山委員。

○小山 直子委員 おはようございます。それでは、1件だけ質問させていただきたいと思います。議案第33号の函館市東山墓園の指定管理についてです。一昨年になるんだそうですけれども、東山墓園の松の剪定でミスをした企業が今回も選定されているってということで、少しその間の経過をお聞きしたいなと思っております。指定管理の業務の内容についてまずお知らせください。

○土木部緑化推進課長(小笠原 昭二) 東山墓園の指定管理業務でございますが、基本的に墓地型の公園でございますので、緑地の管理、園路の清掃管理を主体とした維持管理を指定管理業務として委託してございます。

以上です。

○小山 直子委員 ということは、墓地の清掃だとかそれだけではなくて、緑地ってということでやっぱり松の剪定ってということも業務の内容に入っているってことだと思います。そのところで、選定のミスをしてしまったということですけども、その後の対応ってというのはどのような対応になっているのでしょうか。

○土木部緑化推進課長(小笠原 昭二) 松の剪定のミスにつきましてお尋ねでございますが、これにつきましては、2年前の平成23年でございますが、松枯れについて当該指定管理者が剪定を行った翌年に枯れの発生がしました。全市的にも当時は、松葉の黄変、要するに一部の枯れが目立つ状況になっておりました。当時、原因として考えられることは、平成23年度から平成24年度にかけては、冬期につきましては、例年に比べ、まれに見る低温で、そして大雪と、異常気象の年でございますが、それと春先、新芽が伸びる春先の時期に気温の低下が続いたということが考えられました。しかしながら、当時の剪定をする適正時期からずれたこと、そして過去の剪定方法と違い若干、ちょっと強めの剪定を行ったこと、それが要因の一つとも考えられることから、その後、適切な管理の徹底、それと市と事前の打ち合わせの実施などを強く指導しております。そのため、それ以後につきましては、社内での業務の改善に当たりまして、適切な業務を実施していると考えてございます。

以上でございます。

○**小山 直子委員** ここだけじゃなくて、ほかの所でも松枯れがあったということで、その剪定のみが原因かどうかということはあるんだと思うんですけども、やっぱり冬期間の寒い時に松を剪定するということは、松やにが出ないってことなんだそうです。松やにが出ないってことは、やっぱり枯れの原因になるということで、これはやはり剪定上の基本的な技術の部分ってということで、それをこういう専門家と思われるところがミスをしてしまうっていうのはやはり大きなことじゃないかなっていうふうに思っております。それで、これの指定の応募に関しては2社が応募してきて、また同じところが選ばれているってことですのでけれども、選定委員の方には一応こういうことがありましたという事実として、情報を伝えているのかどうかお聞きいたします。

○**土木部緑化推進課長(小笠原 昭二)** 選定委員会への報告につきましては、行っておりませんでした。当時のてんまつっていうんですか、強い指導やその後の2年間は適切に維持管理を行っておりまして、良好な業務管理をしている状況と考えてございましたので、報告しなかったということでございます。そういうことなので、しなかったことについては事実でございますが、御理解願いたいと思います。

○**小山 直子委員** その後の2年間は良好に管理の仕事をなさっているってことですのでけれども、やはり事実は事実として、同じ場所の指定管理ってことになるわけですから、こういうことがありましたっていう事実はやっぱり選定委員の方にお伝えするのが私は筋かなっていうふうに思っております。その上で選定委員の皆さんがそこをどう判断するのか、その後きちんと管理がされているっていう説明もされるってことで判断は選定委員の方にお任せするってことでね、やっぱりそのあたりのことをきちんと伝えるってことが、これからの指定管理制度をきちんとやっていくという上でも大事じゃないかなって思っております。そのことがすぐ点数に響くかどうかっていうことは、後のこととして、そんなふうに思いますので、ぜひこれからはそういう事実関係についてはきちんと選定委員に伝えるってことでお願いをしたいと思います。以上です。

○**委員長(工藤 篤)** よろしいですか。

○**小山 直子委員** はい。

○**委員長(工藤 篤)** それでは、引き続き、井田委員にお願いいたします。井田委員。

○**井田 範行委員** それではまず、議案第2号港湾事業特別会計ということで、きのう、提案説明の中にもございましたけども、若松の旅客船埠頭整備ということで、計画を見送ったということで6,000万円減額補正という形になっております。まず、この補正の減額の理由と予算の内容、どんな内容だったのかということをも、お聞きしたいと思います。

○**港湾空港部港湾課長(藤森 悟志)** 港湾計画等変更経費の内訳と減額補正の理由についてのお尋ねでございます。

港湾計画変更等経費につきましては、現港湾計画における若松地区旅客船ふ頭計画の施設の位置や規模等を変更するために必要となる計画検討、現況調査、将来予測、安全対策等の検討などにかかわる経費となっております。その経費の内訳でございますが、港湾計画書及び港湾計画資料の作成業務などとして2,350万円、騒音・振動・交通量調査などとして650万円、大型旅客船の出入工事の安全対策調査などとして3,000万円の合計で6,000万円となっております。

次に、減額補正する理由でございますが、旅客船埠頭の早期整備を目指し、新規事業要望を行うため、

現港湾計画の位置や規模を見直すなど港湾計画の変更に必要な経費を今年度の当初予算に計上したところでございます。港湾計画の変更に必要な施設の位置や規模については、国との協議が整いつつあり、年度初めには港湾計画の変更作業を開始する予定でございましたが、国において新規公共投資に対する事業採択の厳しさが増していることに加え、事業要望を進める中、全国的に旅客船埠頭の整備要望が多いことなど、採択が非常に厳しい状況になったことから、事業主体となつていただく国とともに事業の圧縮など、採択の可能性を高めるための検討を深めており、この検討に時間を要しているところでございます。したがって、現在、旅客船埠頭の位置や規模が確定していない状況にあり、港湾計画の変更にかかわる各種調査等が実施できないことから、今年度の計画変更を見送ることとし、港湾計画変更等経費の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 ということは、計画、ここのところを整備するというので、当初、国との打ち合わせの中では年度当初、予算組んだってということですから。年度当初は、可能性はゼロじゃないですけどもいいですよ。ところが、途中で国の先ほどの公共工事っていうか公共投資の抑制とか、採択の中止とかいろんな形の中で変わってきたと。この辺の流れっていうのは、おそらくめどがあったから予算措置したんであって、それが途中で下ろすということが非常にちょっと違和感あるんですけども、その辺についてお聞きしたいんですけども。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） これまでの時間がかかっていた理由についてのお尋ねでございますが、事業主体となつていただく国とともに事業費の大幅な圧縮の検討を進める中、さらなる事業費の圧縮のために若松地区のほか、西ふ頭地区での検討や新規事業のほか、改良事業による整備手法の検討も行うこととなり、時間を要してございますが、本市といたしましては旅客船埠頭の整備は中心市街地の活性化や観光振興といった地域経済に与える影響が大きいほか、事業に多額の費用を要しますことから港湾計画の変更を行うためには、さらに慎重な検討が必要と考えたところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 ちょっと、質問と答えこうなっちゃってるんですけども。まあ、要するに当初はいけるだろうということで考えてたけども、国がそういう若干、ハンドルを切ったっていうのかな、流れ変わったんで、そういうことで流れが変更なってきましたということについてだと思えます。で、その選択肢として、今、西ふ頭というような名前も出たんですけども、やっぱり若松地区であるから中心市街地の活性化とかいろんな形の中で函館市は進めてきたと思うんですけども、選択肢としては西ふ頭整備っていうのは国の言っている要望の中には合致する形になるんですか。あと、考えられないこともないんですけども、使われてるとなれば港町ふ頭、まあ、あそこは整備したばかりなんですけども。あと西ふ頭以外、どんな選択肢が考えられるのか、で、可能性の高い選択肢はどれなのか。今の段階で言えるところまで教えていただきたいんですけども。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 選択肢の内容についてのお尋ねでございます。

現在、事業主体となつていただく国とともに採択の可能性を高めるため検討を行っているところでございますが、国から示された検討案につきましては、例えば、若松地区に新たに岸壁を建設する案や、若松地区や西ふ頭において既存の施設を改良し延伸する案などのほか、岸壁の構造やしゅんせつ範囲な

どの検討もあわせて行い、数多くの選択肢となっているところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 わかりました。これからいろいろ検討していくということなんで。ただ、繰り返しになりますけど、やっぱり若松地区というところにやっぱり、恐らく多くの人はこだわっていると思うんで、私が聞く範囲には新規という部分については極めてハードルが高いと。あと、既存の旅客で使っているところの整備と改修っていう部分についてはハードル、まあハードルが低いっていうわけじゃないけど、非常に採択の可能性が高まるというような話も聞いてはいるんですけども、そうすると、若松地区っていうのはなかなか難しい。西に例えば仮に埠頭を整備ということになった場合に、本当に大門含めた中心市街地の活性化がうまくいくんだろうか。その辺いろいろやっぱり考えなきゃならないとは思いますが、これ今の段階で言えないと思いますけども、方向性決まっていなくて採択の可能性は聞いても答えは出ないですね、わかりました。まず国に採択されるよう、採択の可能性が高まるような計画づくり、ぜひ今後、時間をかけながら進めてほしいんですけども、来年度、いつ頃にその新しい計画って出るのか、ざっくりで結構なんですけども、願望も含めて聞きたいと思います、最後に。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 港湾計画の変更の見通しについてのお尋ねでございます。

現在も、さらなる事業費の圧縮など事業採択の可能性を高めるための検討を行っているところでございます。旅客船埠頭を整備につきましては、中心市街地の活性化や観光振興といった地域経済へ与える影響が大きいなど将来のまちづくりに大きく寄与することから慎重かつ十分な検討が必要であり、時間を要しているところでございます。市といたしましては、国と協議を積極的に行いながら、できる限り早期に施設の位置や規模を確定し、港湾計画の変更を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 どうしても私も思いが強いもので、ものすごい引っかかっている。まあこれからということで、来年度、平成27年度中の可能性が高いか低いかわけ、最後教えてください。

○港湾空港部長（國安 秀範） ただいま井田委員からの御質問で、るる港湾課長のほうから経過、それからいろいろ国から提示されている案ということをおっしゃっております。それで、当初我々も年度当初から走って整備に向けて頑張るつもりではございましたが、最初に申し上げたとおり、新規公共事業に対する、そういった厳しい状況、それから全国でもですね、いろいろ大型客船バースの整備っていうのが言われてきて、国ともいろいろ協議をしましてまいりました。当初の新規、全くの新規のやつっていうのはかなりハードルが高いということの中で、いろいろ事業採択の可能性の高いものをいろいろ今、探しているところでございます。その中で、国とともにですね、かなり詰めてはいるんですけども、なかなかそれぞれ、私どもは中心市街地の活性化ですとか経済の振興というところで若松の整備っていうのを強く申し上げているんですけども、なかなかそこを高める案っていうのは来ておらない状況ですので、先ほども港湾課長のほうから申し上げたとおり、積極的に取り組んでまいりますが、現時点でいつ頃案が固まるっていうのはちょっと申し上げにくい状況にあることを御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○井田 範行委員 この件はわかりました。ただ、私も新聞の情報しかないんですけども、新年度、来年度以降はちょっと寄港数も何か減るような話もちらっと出ているようなので、まあ今年度がちょっとピ

ークっていうか高すぎたのかもしれませんが。本当に、本当に繰り返になりますけども、その中心市街地の部分含めて、やっぱりあそこじゃなきゃ、私はだめなのかなというふうに思いますので、最大限の努力をお願いしたいと思います。

次に、議案第29号、指定管理者の関係でございます。29号、32号、34号って指定管理者続くんですけども、空港ふれあい菜園の指定管理者ということで、たしか前は平成22年から平成26年、5年間で公募という形でもって、指定管理者を募集したんですけども、今回、特例かつ1年という形になったまづ理由についてお聞きしたいと思います。

- 農林水産部農務課長（榎本 剛）** 債務負担行為の期間が1年間に短縮されたその理由についてのお尋ねでございますが、空港ふれあい菜園の敷地は、函館空港の航空機騒音対策区域内の国有地で、国から無償での使用許可を得ているところでありますが、現在得ている許可の期間は、平成27年度末までとなっております。函館空港は、航空機の頻繁な離着陸で発生する騒音等による障害が著しい、政令で指定された特定飛行場ではありますが、国では音源である航空機の低騒音化に伴い、航空機騒音対策区域を縮小しており、空港ふれあい菜園のエリアを含む航空機騒音対策区域の指定を解除したところでございます。国では、原則として解除した航空機騒音対策区域内の移転補償跡地を行政財産から普通財産に移行し、売却処分する方針であり、平成27年度末までにその処分計画を策定する予定となっております。市といたしましては、国に対し、これまでと同様に無償での使用許可を要望しておりますが、現時点で平成28年度以降も引き続き、この許可を得られないという保証がないことから、市民菜園管理委託料の債務負担行為の期限を変更し、指定管理者の指定期間を平成27年度から平成31年度までの5年間から平成27年度の1年間に変更したものでございます。また、指定管理者の指定期間を1年間とした場合、現指定管理者が優位で公平な競争を確保することが困難であることから、公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、特例措置を適用したところでございます。

以上でございます。

- 井田 範行委員** 1年の理由、あとそれと特例にした理由についてはなるほどなということでもわかりました。それで問題になってくるのが、ふれあい菜園、国から今までただで借りてた、国のほうではもうそこを維持管理か、持つ必要がないので売却の方向で進めたいと。でも、市としては引き続き無償で借りたいということでお話しされたんですけども、そのため以外にどんなような選択肢、それを維持するための選択肢ってあるのかを聞きたいと思います。

- 農林水産部農務課長（榎本 剛）** 今後の対応として、どのような選択肢があるのかのお尋ねでございますが、仮に国が平成28年度以降の無償での使用許可をしなかった場合には、敷地を国から買い取り、空港ふれあい菜園を存続する、または空港ふれあい菜園を廃止する、または空港ふれあい菜園を廃止し、新たな場所で市民菜園を開設するなどの対応が必要になると考えておりますが、いずれの選択肢にも課題があることから、市といたしましては、現在地での空港ふれあい菜園の存続が望ましいと考えており、今後とも国に対し、無償での使用許可の継続を粘り強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 井田 範行委員** ふれあい菜園は維持したい、ただ相手がある話で、今のあれで言えば、購入する可能性っていうのはきっと小さいのかな、無償でというようなことで、粘り強く要請するということなんで

すけれども。仮の話になっちゃうんですけども、仮にオーケーが取れなかったという場合に、購入っていうのは非常にハードルが高くなると思うんですけども、ただ、場所を変えてでも、どんなことがあっても、ちょっと利便性の問題でいろいろ出るのかもしれませんが、このふれあい菜園を部として維持したいという考えがあるのか否か、その辺の思いについてお聞きしたいと思います。

○**農林水産部長（小上 一郎）** 空港ふれあい菜園の存続ということでございますけども、この今現在、ここにある空港ふれあい菜園、これは150区画ございまして、毎年、ほぼ全区画が埋まる、充足率100%とまでは言いませんがそれに近い状況、毎年、続いてまして、かなり愛好者にはニーズの高い菜園と認識しております。また、唯一とまでは言いませんけども、数少ない、農業を体験できるといいますか、そういう土になじめる場所ということで、市が提供している場所というふうにも考えておりますので、できれば私どもとすれば、今のこの場所で、お互い利用者、土づくりもして、そこで菜園を今まで営んできたということもありますので、そこで存続したいということで、今、全力を挙げて国と要望、協議を行っております。私どもとすれば、何とか今後も国のほうからこういった公益性と言いますか、こういうものを理解していただきながら、引き続き要望していきたいというふうにも考えておりますので、これが今後、閉ざされた場合ということだと思っておりますけども、まずは僕らは、頑張りたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**井田 範行委員** 私は例えば、どうしてもってなった場合に、多寡になると思うんですけど、購入がそこを買ってやるのが正しいものなのか、どこか違う場所にいつまでやるのか、それは国との交渉結果なんで、まだ今の段階ではコメント出ないと思っておりますけれども、今まで無償で借りていたものが今度、例えば有償でもとなった場合に、利用者の部分もいろんな部分もちよっと考えなきゃならない部分ではあると思っておりますけれども、いずれにしても、この問題は先ほど部長おっしゃたとおり、かなりのニーズがあるというのは事実でございますので、ぜひ、まずは同じ場所で無償で借りれるような努力を最大限よろしくお願ひしたいというふうに思います。これは終わります。

次、議案第32号、これは五稜郭公園の指定管理者の議案でございます。これも前回は特例の1年、今回は公募の5年というふうにした理由について、これ前回ちょっと確認してるんですけど、まずは教えてください。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 五稜郭公園の公募化についてのお尋ねですが、平成25年度までは、全市一括の都市公園の管理に含めて、当公園も維持管理しておりましたが、奉行所と一括で指定管理することについて検討を進めていたことから、当該公園を分離し、平成26年度1年間の特例として管理した後、教育委員会と調整いたしまして、平成27年度に行われる奉行所の指定管理者更新時期に合わせて公募化としたところでございます。しかし、奉行所などにつきましては、特別史跡の一部として管理運営されており、我々管理いたします公園施設の一般的な維持管理とは異なる文化財としての性質を有するものであることから、一括での指定管理は実施できなかったところでございます。

以上でございます。

○**井田 範行委員** 結論は、奉行所と一括にしたかったけども、結果としていろんな課題があつてできなかったということで、言葉きつく言うと、ちょっと最初の判断が甘いとは言いませんけど、うまく行かなかったということがわかりました。

それですね、次、委託料の関係なんですけども、債務負担行為上限額の話ではなくて、結果としての委託料なんですけども、前回よりも約47%、5割程度委託料が、単年度で見ると大体上がってるんですよ。今回の、全体を見ても1割、2割は労務単価とか円安の絡みとかの関係で、いろいろ上がっているのは十分理解はできるんですけども、ただ、この47って数字がちょっと目に付いたものですから、この辺の理由についてまずお聞きしたいと思います。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 管理委託料の増についてのお尋ねでございますが、五稜郭公園の平成26年度の特例の指定管理としていることから、これまで経費、実績から指定管理委託料を算出したものでございます。特例施設から公募施設に移行させることとしたことから積算の基準にのっとりまして積算、算定したところでございます。それで、増額の主な要因につきましては、委員御指摘のとおりであります。それに冬期間に実施しております桜の、約1,600本以上あります桜の剪定作業など委託料の経費などによるものが主な増になっております。

以上でございます。

○**井田 範行委員** 桜の剪定のお金がかかるということで、それは今までも桜の剪定というのは同じ形でやられていたと。ただ、私が聞いているのは、前は都市公園というのか大きな公園含めて包括委託って言ったらいいか、包括でもってやっていたものが分解しちゃうと。その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 都市公園から分離した公募についてのお尋ねでございますが、指定管理業務につきましては、都市公園を一括して維持管理業務を指定管理者に業務委託しておりましたが、当公園もこれまで一括した中で直営などによる工夫して維持管理してございました。で、当公園につきましては、面積が市内でも有数の25.2ヘクタールと非常に大きな公園でありますことから、分離化による各作業コストの上昇は避けられないものだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**井田 範行委員** 分離化によってコストが上がりました、なぜ分離したのか、5万何だか平米、大きいから分離したっていう理由だけなのか、その辺についてもうちょっとお聞きしたいと思います。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 当五稜郭公園の分離、公募したことにつきましては、指定管理者業務の原則である公募化により透明化といいますか、市内の業者にも参入可能になることから、分離が可能な公園について検討をこれまでも進めてきたところでございます。このたび今後におきましては、できるだけこの作業コストの抑制などを十分研究する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**井田 範行委員** わかりました。言っていることっていうのは、今まで大きなエリアでもって指定管理者やった場合には限られたところしか参入できなかったけども、それを分割することによって、限られたところではなくて、多くの人が入りやすくなりましたと。ただ結果として、年間3千万円弱の単価が上がってしまいました。その部分については今後どうにか検討していきたいという話だったんですけども、その結果がですね、これは結果の話なんですけども、結局、今までと同じところになっちゃった。結果を見ると。じゃあ、土木部さんが思っている新規参入含めた形にはなっていないという結果が出ましたよね。それについて、新規参入をどんどん広げていきたいんだということは、今の手法でいくとな

かなか難しいというのがわかったんですけども、その辺の対策っていうのは、新規参入って考え方は僕もわかります。でも、結果がそうならない。であれば、今後どういう形で、ただ安さだけで言うと、スケールメリットっていうのは大きく出したほうがいい、でも地域のことを考えると分割したほうがより競争性が発揮されるということで分けるっていうのはいいんですけども、結果としてそうならない。今後、その目的を達成するために、どんなようなことを考えられているのかお聞きしたいと思います。

○**土木部長（杉本 勉）** どうしてもこう今まで公社でやっていたものについては全体的に委託していますので、やはり総額的には抑えた形になっている。ただ、やはり公募の原則っていうものがある、その中でやはり大きな公園とかはそういう民間にも委託できるものは進めましょうという動きの中でやっているのが今の現実です。ただ、そういう意味で反対にコストが上がる、そういう部分が問題っていうのは出てきているとは思いますが。ただ、やはり庁内の中で公募の原則っていうものを私たちがやっていかなきゃいけないのかなとは思っていますし、その辺のコストの部分ですか、そういったものについては、今後も研究してですね、関係庁内の中でそういうものも少しこういう状況になっていることで協議していきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○**井田 範行委員** ただ、コストの話になっていくと、次の質問にも出ていくんですけども、また受けた新たな民間業者、会社がまた大変な状況になる可能性もなきにしもあらずということで、公園を分割するのはいいことだとは思いますが、もっと早い段階というのか、何かの知恵練りながら、新規参入しやすく、ノウハウ含めてやっていくことを少し研究していかなければ、せっかく分割しても単価が上がったけども、同じところばかりっていう、それは結果ですから仕方がないんでしょうけれども、思いとは全然違う方向に行っちゃうんで、その辺はもっと調査研究を深めていただきたいというふうに思います。

最後です。議案第34号。戸井のウォーターパークの指定管理者。これも前回と比較して、先ほど、1割、2割はいいんですけども、これも約4割ちょっと上がってるんですけど、この理由についてお聞きしたいと思います。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 戸井ウォーターパークの管理委託料増についてのお尋ねでございますが、当ウォーターパークの管理委託料につきましては、市の設定した債務負担限度額が前回と比較し、5年で約4,000万円増となっており、増額の主たる要因といたしましては、燃料費、温泉井戸ポンプ入れかえ工事経費、あと消費税などでございます。一方、今回の管理委託料は5年で7,600万円の増となっております。これにつきましては、応募者からの管理委託料が増額になっている要因といたしましては、燃料費や消費税などの増のほか、平成21年度——前回ですね——の当時の市の設定額を下回る提案になっており、管理運営する中で自主努力を行ってまいりましたが、その後の運営状況が大変厳しく推移していると聞いております。今回は、過去の状況を踏まえた金額で提案したものと認識しております。

以上でございます。

○**井田 範行委員** それでですね、私これ見て思ったのは、要するに旧4町村の時代にそういういろんな市民っていうかな、町民っていうかな福利厚生含めてあと地域経済活性化、雇用の問題、いろいろ考え

ながらそういういろんな施設をつくってきました。で、指定管理者ってルール出来てはいるんですけども、それをすぐ函館市内と同じようなルールに当てはめて、さあ公募ですよということが本当にどうなんだろう。だから今、答弁にあったとおり、前回公募したことによって適正価格っていうのは、よりかなり公募によって、できるとは思ったんでしょうけども、それ以降の、原油上がったりいろんな状況をもって厳しくなる。であれば、やっぱり地域の特性っていうのを考えながら、やはりああいう場所は知らない人がぼんと来て経営できるような場所じゃないんで、やはりその地域特性を生かすために選定項目の中でですね、公募から特例にしろっていうのは私の希望なんですけども、その辺はすぐには土木部だけの判断だけじゃできないと思うんですけども、その地域特性を生かした形の中でのやっぱり何て言うのかな、次年度以降の募集っていうのも検討すべきと思うんですけども、この辺についていかがですか。

○**土木部長（杉本 勉）** 戸井ウォーターパークにつきましては、地元でお風呂っていうんですか、そういったものが、銭湯がないっていうことで、非常に地元の利用も多いっていうことで、井田委員の御指摘の部分も非常にわかる部分もあるんですけども、やはり市としては公募の原則っていうことで、やはり広く、市の中にでもそういう形で広くやっている部分もありますので、なかなか今、特例の部分っていうのは厳しいのかなと思っております。

以上でございます。

○**井田 範行委員** いやだって、函館市のルールに当てはめるとそうなるんです。ただ、旧4町村っていうのはいろんな事情の中でそれが出てきた経過がある。地域で守っていくという思いも当然あるわけで、それが費用対効果、ビジネスっていう中に馴染むのか。私はだから大都市の指定管理者、あと20万人、30万人の中規模の指定管理者、市町村の指定管理者ってね、同じルールでやるべきではないというふうに僕は思っています。だからその辺、もうちょっと地域特性考えながら、例えば、選定の時に共通項目あります。これはいじるわけにはいかない。特別項目っていうのがありますよね。この辺でやっぱり対応しながらですね、ぜひ今後やっていく場合もあくまでもコスト削減とサービスレベルの向上というのは指定管理者の趣旨ではありますけれども、プラスその地域特性を考えれば指定管理者の募集含めて進めていっていただきたいということを申し上げまして、終わります。

○**委員長（工藤 篤）** はい。それでは、3人目の本間委員にお願いいたします。はい。本間委員。

○**本間 勝美委員** おはようございます。議案2号について、井田委員からも今、質疑応答も聞いていたんですけども、かぶらない点で幾つか質問したいと思います。

港湾計画変更見送りによる今後の計画の見通しということでは、先ほど、部長が答弁されましたので、了解いたしました。見送った理由というところで、国から複数案が示されましたよということで、複数案というのは、今の若松地区での建設ともう一つが西ふ頭での建設ということで、大きくは2つということでもいいんでしょうか。確認のために聞いておきます。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 大きくは若松と西ふ頭の2カ所ということになってございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 若松と西ふ頭ということなんですけども、先ほどの答弁聞いてまして、ちょっと矛盾があるんじゃないかなとちょっと疑問に思った点があるんですが、函館市の港湾計画では相当前に、以

前に、若松の函館駅前後ろに相当大がかりな埋立工事をした埠頭計画っていうのが一番最初の案ではそういった案だったと思うんですよね。で、その後、現在のような取っ手みたいのをこう伸ばすようなスタイルに変更になったよというふうに聞いているんですよね。今、国のほうから、先ほどの答弁を聞いてると、若松町において新規の岸壁をつくる案というものも示されたということ为先ほど課長がお話をしてたんですが、この若松地区に新たな岸壁をつくる案というのは当初函館市が計画していた案とどのように違うのか、ちょっと教えてほしいなと思います。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 当初、函館市の港湾計画で定められていた若松地区の旅客船埠頭なんですけども、5万トンということで計画したものなんですけども、現在は大型の旅客船がたくさん入ってきているものですから、それに対応するような形で大型の旅客船に対応できる規模のものということで。ただ、その規模の設定に当たりまして、岸壁の法線、今の現行港湾計画のままだと以前にもお話しさせていただいたんですけども、既存の、例えば海岸町の船だまりにぶつかってしまうとその法線のやり取りとか、その埋立っていうんですかね、現港湾計画と同じような形での、その規模の変更とか岸壁の構造による変更などを含めて新規の部分についても検討しているところでございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 図面がないのでよくわからないんですけど、国が示した若松の新たな岸壁の、岸壁ですよね。今、函館市の今の現状の案は、取っ手みたいなようなものが、一本伸びているものなんですけど、これは現状は岸壁でないですか。その辺、違いもよくわからないのでちょっと教えてください。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 岸壁となっているところでございます。取っ手を含めて岸壁という形になっております。

○**本間 勝美委員** 函館市が今、計画している案よりも国が示した若松地区の新たな岸壁のほうがより予算が伴わないっていうか、経費が圧縮されるような案ということでいいんでしょうかね。国が示したっていうほうが。

○**港湾空港部港湾部長（國安 秀範）** 先ほど少し説明不足な面があったかと思いますが、先ほどのいろいろ国から示されている複数案のときに、港湾課長が申しあげました若松地区に新たに岸壁を建設する案、これはですね今、申しあげたとおり、今の現計画をもう少し大規模なものにするというような、そういう新規のものでして、新たに今の提起されているようなことが出てきたということではなくて、そういったもともとの我々が考えている新規の岸壁の案も提示されているということでございます。

○**本間 勝美委員** なかなかわかりにくいんですけども、若松地区の旅客船埠頭というものが耐震強化岸壁という位置づけされていると思うんですよね。この間、北ふ頭が暫定的に今、一部、供用開始をしたということで、函館港には耐震強化岸壁の埠頭が今、1本ありますよと。で、函館市は2本目である若松旅客船ふ頭の整備を国に対して要望しているわけなんですけども、この耐震強化岸壁の整備っていうところでは、結構、全国、相当あるんですよね。この岸壁の整備するところっていうのが。ネットでちょっといろいろ見てみたんですけど、函館港は日本海溝・千島海溝周辺海溝っていうところに位置づけられていて、耐震強化岸壁の整備をする港湾に位置づけられているんですけども、今、全国的に多分、相当な数あるんですよね。恐らくこれの全ての港湾が手挙げをしているっていう状況じゃないのかなと思ってるんですけども、函館の国に対する要望っていうのは何でしょうか。今のところ中心市街地の

活性化だとか観光振興というところで国に対して訴えていると思うんですけども、全国的にはやはり予算の獲得っていうことであれば、地震活動期になってるので、よりやっぱりそういった防災とかっていうところに特化したところをより先に予算を配分してるんじゃないかと思うんですよね。なので、国に対する要望の仕方ってこともきつとあると思うんですが、その辺は北ふ頭じゃ足りないよと、若松町にもそういう防災の拠点となる埠頭も一緒に整備する必要があるんだって訴えがちよっと不足しているってことも考えられるのかなと思うんですが、その辺の国に対する要望の仕方についてちょっと、もしわかれば教えてください。

○**港湾空港部長（國安 秀範）** ただいま本間委員の御質問にありましてとおり、函館市には国が策定いたしました臨海部の防災拠点マニュアルというところで2カ所のバース、これは背後人口ですとかそういったものを想定、考慮しながらいろいろバース数を決めてございます。それで、北ふ頭の正面岸壁が先ほど御発言のあったとおり、設置、今、整備しております。で、若松ふ頭もそういう位置づけでございますし、要望に関しては、当然、先ほど言いました中心市街地ですとか経済の面からの要望とともに、耐震岸壁の強化岸壁としての整備を強く要望しているところでございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** ことしもダイヤモンドプリンセス号ですか、11万トンの客船が相当数入りしましたということで、全国でも誘致合戦ですよ。そういう中で、青森港の新中央埠頭が岸壁のそのバースの延長がちよっと少ないということで沖館埠頭っていう、函館で言えば港町ふ頭みたいなようなところには接岸をしたと。ということで、青森市は恐らく県も含めた経済界一丸となって、中心市街地の真ん前にある青森港の新中央埠頭のバースの延長を今、求めているんですけど、やっぱり全国的には相当ライバルも多いんじゃないかなと思うんですよね。函館市にとって若松の旅客船埠頭をつくる、今、ライバルとして考えられているような港ってというのはどういうところがあるのか。多分、認識されているとは思いますが、ちよっともしわかれば教えてください。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 今、ライバルっていう形ではなかなかちよっと難しい面はあるんですけども、今現在で特に何を要望しているっていうのは具体的には出てないんですけども、インターネット等で当部のほうで調べたものなんですけども、現在、函館港のほうで、今、言いました青森港の関係とか、あと、東京でオリンピックの関係で青海地区に旅客船ターミナルっていう話がございましたり、あと横浜、舞鶴、堺、北九州なんかでも旅客船埠頭の関係の要望を行っているように聞いてるところでございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 西ふ頭の計画のほうなんですけども、具体的には多分イメージつかないと思うんですよ。西ふ頭をどういうふうに関は案を示しているのかちよっとよくわからないんですが、現状の西ふ頭であれば恐らく水深もそんなに深くはないよと。で、大型客船をつけるぐらいの延長っていうかね、距離っていうかね、それも多分不足しているんじゃないかなと思うんですが、国が示したその西ふ頭の整備案っていうのは今、現状どのような形ですか、ちよっと教えてください。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 西ふ頭における旅客船埠頭の整備案についてのお尋ねでございますが、現在、西ふ頭につきましては、緑の島の頭とちょうど同様な形で西ふ頭が配置されているような

状況になります。で、その西ふ頭の既存の岸壁を活用するような形でそれを延伸していくっていう案や、逆にこちらにあるんじゃないかって上側に向ける案とかさまざまな案が出てます。それに伴って岸壁の構造なんかの、先ほど言いましたとおり、岸壁を一部、杭にすると。そのような形の検討案が出ているところでございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 現在の西ふ頭の岸壁の延長を緑の島側に伸ばしますよと、で、さらに緑の島側にこう角度を変えた形で摩周丸の方向ですよ、恐らく。そういう角度で伸ばすような案が国から示されてますよということなんです。となると、港内のしゅん積土砂の関係とかも含めるとどうなんですかね。事業規模っていうのはまだわかんないですよ。具体的にその計画が進行しなければ恐らくわからないと思うんですが、国が示した案というのは予算規模的に見てどうなんですかね。函館市にとって将来的に、函館市ももちろん負担もあるわけなので、国が示した案っていうのが本当にベストなものなのか、函館市としてどういうふうを考えてますか。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 先ほども御答弁させていただきましたが、事業費の関係でございます。現在、国とともに施設の位置や規模など、事業費の圧縮など、事業採択を高めるための検討を数多く行っているところでございます。それら個々の検討案につきまして、それらを整備することによる、単にその事業費だけではなくて、地域経済への影響、港湾施設利用者、船舶なんかの利用の影響なども含め、総合的な観点から今、デメリット、メリット、整理している段階でございます。これら整理した上で事業費について精査していくというふうを考えているものですから、現時点で事業費が幾らという形のものではなく、比較、検討している段階でございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** この点はわかりました。

次に、議案の第32号のほうに移らせていただきます。これも先ほど井田委員が質問した部分とかぶりますので、かぶらない部分でちょっと質問させていただきたいんですが、今回、47%ぐらい増額になったよというお話の中の理由として、冬期間の桜の剪定が入りましたというお話だったんですが、それは今までもやられていたものだと思うんですよ。それが果たして理由になるのかなっていう形で疑問に思ったんですが、その辺ちょっとまず詳しい説明を求めたいと思います。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 当五稜郭公園の管理委託の額の内訳についてでございますが、これまで五稜郭公園の指定管理者の管理委託につきましては、一括による形で指定管理業務を委託しておりましたので、今回、公募化に当たりまして、単独で草刈りや冬期の桜剪定などの業務を委託管理料として再積算しまして計上したものでございます。それによって、委託料の増額が今回、1千万円以上の金額が増額になったというふうを考えてございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 桜剪定業務、1,878万8,000円、増額になっていると思うんですけども、桜といっても一般の公園にある桜とは違って、特別史跡の中にある桜であって、五稜郭公園の桜っていうのが、観光資源でもある桜ですよ。なので、この桜の管理っていうところで、果たして今までどおりの管理で果たしていいのかどうか。予算がふえて悪いっていうことではないと思うんですよ。本当にちゃんと

しっかりと管理がされるのであれば、増額ってということも考えられます。そこはちゃんとしっかりやられているのかどうかということなんですが、桜の名所で有名なのが弘前公園、で、ちょっといろいろ調べてみると、弘前公園は特別史跡ではなくて1段低い史跡ですよ、史跡。弘前城の一部を使っている都市公園の弘前公園と。特別史跡と史跡とはちょっと違うんですが、似たようなものですね。弘前公園では桜守っていう方がいらっやって、桜の管理をその方がリーダーシップを発揮して行っていると。で、今年、42歳の女性の新しい桜守が登場したんですね。なので、現状、五稜郭公園の桜の管理ってところの、どのような桜の管理をされているのかっていうところの詳しい内容をちょっと教えていただけますか。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** 五稜郭公園の桜の維持管理についてでございますが、桜を含む樹木の管理につきましては、これまで特例の指定管理者として、函館市住宅都市施設公社に剪定などを業務委託しており、毎年、桜については冬に実施しております。平成27年度からも引き続き業務委託を実施する予定となっております。園内の桜、ソメイヨシノにつきましては、観光客や市民から大変親しまれておりますが、約30年前の頃って言うたらいいんですかね、昭和の末期のほうなんですけども、適正な育成のため、大幅な剪定を行っております。これは枯れなどが目立った部分、病虫害含めて目立ったからでございます。それと並行しまして、当時から病虫害の防除としての薬剤散布や樹木の根の保護のための施肥、育成のための施肥、マルチングなど樹木の保全管理も並行して当時より実施しており、適正に維持管理しているというふうにご考えてございます。現在は、一部枯れ枝や罹病、病気になった部分の枝の剪定などを実施しておりまして、生育としては順調に推移しているというふうにご考えてございます。で、五稜郭公園のソメイヨシノとしましては、本間委員御指摘のとおり、桜の名所としまして、全国的に知れ渡っておりますことから、今後とも継続してこのような適切な樹木の維持管理を実施するよう指定管理者と連携してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 先ほど来、弘前の話をしてるんですが、弘前の桜の、弘前方式っていうのがあって、今、課長がお話をした剪定、施肥っていうのは肥料を施すですね、施す肥料って書く施肥、薬剤散布という3つの基本に根の病気に対する積極的な外科手術、幹から伸びる不定根の保護、そして土壌改良という新たな管理技術を加える。これが弘前方式ということでどんどん進化をしているということで、一応、函館も、五稜郭の桜も剪定、施肥、薬剤散布という、これをやられているということですよ。はい。それで、特別史跡ということで、本来であれば老木、あるいは枯れた桜があれば、それを抜根っていうか、して新しい桜を植えればいいと思うんですが、特別史跡はなかなか国の、新しい桜を植えたくても植えられないよというようなものになっているということをお聞きしましたけれども、そうなると今の1,600本の桜を、現状を何とかこう、長くこう、市民や観光客のために楽しませるためにも本当に徹底した管理ということが必要になってくると思うんですが、先ほど課長さんは、30年前ごろに大幅な剪定をしたということなんですが、弘前に関しては本当に目配りをしてるんですね。桜守っていう方がちゃんと役割を発揮して、桜守の方が、これすごいんですよ、これ毎日なんですよ。剪定用のはさみや薬剤、花芽を確認するための双眼鏡を詰めたバックを持って、公園内の桜を毎日チェックをして歩いているということなんですよ。で、30年前に大幅な剪定をしたよということなんですが、じゃあ、30年

間、これから剪定の状況どうなってるのということもちょっと不安になってくるんですが、本来であれば毎年やらなきゃならない部分ってきつとあると思うんですよね。その辺はどのようになっているんですか。お聞きしたいと思います。

○**土木部緑化推進課長（小笠原 昭二）** ちょっと前回の御説明がちょっと足りなかったんですけど、30年前ごろに地元にあります林業試験場に調査をお願いしまして、その結果に基づいてそのもとである枯れの原因だとか、罹病、病気の原因などを特定してそれからその対応として、大幅な外科手術である剪定、それと病気に対する対応としての薬剤散布、それと弘前までは届かないんですけども、巡視しながらそういう枯れ枝や病気のを特定して、除去するのは冬だけではない状況でも随時発見されればやっております。そうして保全対策と通常の樹木の管理、維持業務を並行して進めて桜を何とかこうこのまま延命させる措置として進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 弘前の桜守の話をしたんですけど、桜守に新たにこの春から採用された42歳の女性の方なんですが、弘前市みどりの協会の嘱託職員を経て、この春、市役所の公園緑地課職員に採用されたと書いているので、函館に当てはめれば、公社の人がしっかりとした樹木医の方の後継者なんですね、この方が。樹木医を育ててるんですよ、弘前の場合は。で、函館も桜を守っていくためにも、こういった例えば公社の方含めた現在の樹木医さんなりそういった木に関する知識を持っている方々をこれからどンドン育てていくということも必要になってくるのかなと思います、その点、函館市として何か考えを持っているかどうか、ないと思いますが、教えてください。

○**土木部長（杉本 勉）** るるお話がありましたけれども、函館市も桜守ですか、さんみたいなものは公社の中には専門の方もおりますし、実質ちょっとこうPRが足りないのかなっていう部分はあると思います。そういった中で、公社と連携しながら指定管理者と連携しながら今後でもですね、桜を守っていかなければならないということですので、その辺は若い人の育成も考えていかなければならないと思っています。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 弘前ももちろん桜守の方がいて、60歳で定年退職を迎えるっていうことで、新たに今度、若手を育成するということが、弘前このようにやっていますんで、函館は今現状いるっていうお話なので、その方がもちろん将来的にリタイアしていくと思いますんで、今後、若手をどうやって育てるのかっていうところも意識しながら、事業を行っていただきたいなと思っています。

最後に1点だけ、指定管理の選考に当たって、公園管理というところでは、やっぱり専門的知識がやっぱり必要じゃないかなと思うんですよね。で、選考委員の7名の方のお名前を拝見すると、7名中2名は市役所の部長さん、ほかの5名というのは税理士さんであったり、弁護士さんであったりということで、土木とかそういう公園緑化に関する知識を持った方って誰もいないんですよ。これはこの問題だけじゃないと思うんですけど、指定管理の制度全般に言えることなんです、例えば公園に関する何らかの知識を持った方っていうのは、何か助言をできるようなシステムっていうことも必要じゃないかなと思うんですよね。たぶんわかんないと思うんですよね。公園管理、見てくださいと言っても、どういうにやられているのかってきつとわかんないと思うんですが、その辺土木部として、今の制度に関

して何か課題とかもし何か考えている点とかあればお知らせ願いたいと思うんですが、どうですか。

○**土木部長（杉本 勉）** 直接、委員の中にはそういう方はおらないのは現実です。ただ、委員の方からうちのほうにいろいろな質問もございますし、そういう中で今、対応しているということでございます。今後そういうことも庁内の中で関係機関にもちょっとお話ししたいとは思っております。

以上でございます。

○**本間 勝美委員** 以上です。

○**委員長（工藤 篤）** 本間委員の質疑を終結いたします。

以上で質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。

（農林水産部・土木部・港湾空港部 退室）

○**委員長（工藤 篤）** これより、委員間討議を行います。

まず、議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下議案23件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、議案について議決する理由となる多数意見を委員長報告するとともに、市民にできるだけ詳しく説明する必要があることから、賛否理由も合わせて御発言をいただきますようお願いいたします。市政クラブさん。

○**出村 勝彦委員** はい。賛成。

○**委員長（工藤 篤）** その賛成する理由についてですね。

○**出村 勝彦委員** 賛成だから賛成。

○**委員長（工藤 篤）** 賛成だから賛成ってということですか。

○**出村 勝彦委員** 特段ないよ。面白い聞き方するなあ。

○**委員長（工藤 篤）** はい。続きまして、民主・市民ネットさん。

○**福島 恭二委員** はい。私どもは賛成です。特に問題はないと。説明を受けた限りでは理解をいたしましたので、特に問題はないなということで、妥当なものとして賛成いたしたいと思います。

○**委員長（工藤 篤）** 公明党さん。

○**松宮 健治委員** 全て賛成です。3人の委員の方に質疑していただきましたので、様々な、より深く理解できましたので、そういう説明、質疑の中で特に港湾の部分ですね、減額補正になった部分ですとか、指定管理の部分で様々な疑問点があったんですけども、解明されたと思っておりますので、全て賛成でございます。

○**委員長（工藤 篤）** はい。市民クラブさん。

○**井田 範行委員** はい。結果としては全部マルです。理由としては、今いろいろと質疑させていただいたんですけども、指定管理者、まだ課題はあるっていうのはわかるんですけども、発展途上ということで今後よりよくしていくという部分の中で現時点では、妥当というふうに考えます。あと、港湾整備の関係も極めて残念な結果ではあるんですけども、だからバツかっていう話にはならないので、まあ、頑張ってくださいっていうコメントしか出ませんけれども、ですから、そういうことで全部マルということになります。

○委員長（工藤 篤） はい。日本共産党さん。

○本間 勝美委員 確認したいというところで2点ちょっときょうは質問させていただいたんですが、恐らく相当課題はたくさんあるんじゃないかなって思うんですよね。隠れた課題もたくさんあるとは思いますが、ただ、その辺は指摘できるぐらいの材料も今回は持ち合わせていないということで、今回の議案を見させてもらいました。いろいろ理事者からもお話を伺った結果、今回は全部賛成ということでお願いします。

○委員長（工藤 篤） はい。一通り賛否及びその理由をお聞きしましたが、これについて委員間で協議すべき事項はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤 篤） ないようですので、発言を終結し、これで協議を終了いたします。
ここで事務調整のため再開目途を11時25分からということで暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時27分再開

（経済部・観光部・農林水産部・土木部・都市建設部・港湾空港部
・榎法華支所産業建設課・農業委員会事務局・企業局 入室）

○委員長（工藤 篤） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより各事件について採決いたします。

議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分から議案第6号平成26年度函館市交通事業会計補正予算まで、議案第15号函館市道路占用料徴収条例の一部改正についてから、議案第18号函館市都市公園条例の一部改正についてまで、議案第22号土地の売払いについて、議案第27号公の施設の指定管理者の指定についてから議案第34号公の施設の指定管理者の指定についてまで、議案第44号公の施設の指定管理者の指定について、議案第64号公有水面埋立てについて及び議案第65号市道の路線認定および廃止ならびに変更についての以上22件を一括して採決いたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 篤） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号専決処分の報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 篤） 異議がありませんので、本案は原案のとおり承認いたしました。

ここで理事者は御退室ください。

（経済部・観光部・農林水産部・土木部・都市建設部・港湾空港部
・榎法華支所産業建設課・農業委員会事務局・企業局 退室）

○委員長（工藤 篤） お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 篤） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託された事件は全て議了いたしました。

2 調査事件

(1) 街の顔としての函館駅前通のにぎわいづくりについて

○委員長（工藤 篤）

- ・ 議題宣告
 - ・ 先日の懇談会は、地域の方から貴重な御意見をいただきながら議論を進めることができ、大変有意義な時間であったと思う。本日は、懇談会における意見交換の中で出された意見を踏まえた提言書案を、本日、正副から提示させていただくこととしていた。お手元に、正副で調製した提言書案を配付させていただいたので、御覧願う。まず、前段部分では、調査経過として、昨年9月に調査事件として以来、当市の現状調査や他自治体への行政調査を行ったほか、2度にわたる地域との懇談会を開催するなど、鋭意調査を重ね、このたび、委員会としての考え方を提言としてまとめた旨を記載している。内容については、既に確認済みの課題の解決に向けた取り組みの方向性に、懇談会でいただいた意見を追記している。懇談会では、「市の取り組みが見えにくく、どんな方向に向かおうとしているのか、地域住民に伝わっていないこと」、「市の動きが見えにくいこともあって、中心市街地活性化事業の進行にスピード感が欠けている印象があること」、「地域の声を吸い上げる機能が弱いこと」が各参加者共通の意見だったように思う。これらのことを踏まえ、提言（案）の2枚目だが、3の「地域が一体となったにぎわいづくりの推進」の中で、課題と対応策について、赤字で記載のとおり追記しているので確認願う。
 - ・ 提言書案に対し、各委員から発言あるか。（なし）
 - ・ 他に発言あるか。（なし）
 - ・ 提言書については、ただ今確認した内容で確定させていただく。
 - ・ ここで各委員に相談だが、理事者への提言の提出については、日程調整の上、正副から行うこととし、以上をもって、本件調査を終了したいと思うがよろしいか。（異議なし）
 - ・ そのように確認をし、調査事件を終了する。
-

3 その他

○委員長（工藤 篤）

- ・ 各委員からその他何か発言あるか。（なし）

○委員長（工藤 篤）

- ・ 散会宣告

午前11時35分散会